

第五回國會議院運輸委員會會議錄第二十三号

昭和二十四年五月十九日(木曜日)

午前十一時二十七分開議

出席委員

委員長 稲田 直道君

理事 大澤嘉平治君 理事 岡村利右衛門君

理事 關谷 勝利君 理事 前田 郁君

理事 松本 一郎君 理事 佐々木三三君

理事 田中 堯平君 理事 橋 直治君

理事 飯田 義茂君

岡田 五郎君 尾崎 末吉君

小西 寅松君 天野 公義君

高橋 定一君 米窪 満亮君

柄澤と志子君

出席政府委員

(海運局長) 岡田 修一君

運輸事務官

委員外の出席者

専門員 岩村 勝君

専門員 堤 正威君

五月十八日

能野線拂下反対の請願(早川崇君紹介)(第一六七三号)

永山村地先に停車場設置の請願(河口陽一君紹介)(第一六七七号)

伊豫上灘、下灘両駅間に簡易停車場設置の請願(大西弘君外七名紹介)(第一六八八号)

(第一六八八号)

人吉駅からの三路線に國營自動車運輸開始の請願(福永一臣君紹介)(第一六八九号)

仙台、酒田間直通列車運轉及び列車増発の請願(志田義信君紹介)(第一七〇三号)

仁方、堀江間航路存続及び運航改善に関する請願外一件(宮原幸三郎君紹介)(第一七〇四号)

嬉野線を武雄町外四箇町村に拂下に

関する請願(北川定務君外一名紹介)(第一七〇五号)

防長線拂下反対の請願(田中堯平君

外一名紹介)(第一七〇六号)

日振隧道工事継続の請願(篠田弘作

君紹介)(第一七二八号)

室蘭港の埠頭倉庫増設の請願(篠田

弘作君紹介)(第一七四五号)

室蘭港埠頭工事促進の請願(篠田弘

作君紹介)(第一七四七号)

室蘭港を中心とする内地定期航路設

定の請願(篠田弘作君紹介)(第一七

四八号)

三陸鉄道敷設促進の請願外一件(内

海安吉君紹介)(第一七四九号)

國營自動車拂下反対の請願(床次徳

二君紹介)(第一七五一号)

若松港を第一種重要港湾に編入の請

願(中島茂喜君紹介)(第一七五五

号)

富山港線拂下反対の請願(柄澤と志

子君外一名紹介)(第一七八五号)

奥能登線及び金福線拂下反対の請願

(柄澤と志子君外一名紹介)(第一七

八八号)

片山津保健指導所拂下反対の請願

(柄澤と志子君外一名紹介)(第一七

八九号)

高遠線拂下反対の請願(今村忠助君

紹介)(第一八二四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會に関する件

海上運送法案(内閣提出第二二一

号)

○岡村委員長代理 これより會議を開

きます。

海上運送法案を議題といたします。

質疑のある方は發言を許します。

○關谷委員 昨日も私申し上げたので

ありますが、この鋼船の定期交通船

と、機帆船の定期交通船を同じ扱いに

するということにつきまして、非常な

矛盾があるのであります。これから行

きますと、定期航路開設を申請する場

合に、地方の小さい島と陸地との連絡

をやるものが申請をいたしましたも、

運輸審議會を開かなければならぬ。そ

うして運輸審議會の意見を聞いていろ

うきめなければならぬ。なお運輸審

議會においては、公聽會を開けるとい

うことになって、利害關係人の意見を

聞いてその上で決定するという、非常

に煩雜なことになっておるのでありま

すが、このトン数に制限を設けて、

そうして何トン以下のものは、適宜出

先機関において、簡單なる許可の方法

ができるというような項目を設けたな

らば、非常にこの運営がやりやすくな

るのではないかと。こういうふうにか

えられるのでありますが、これに対する

御意見を伺いたいと思います。

○岡田(修)政府委員 法律の表面で

は、地方の小さい定期航路も、すべて

運輸審議會にかけなければならぬとい

うになっておるのでありますが、實際

の行政措置といたしましては、地方に

おけるただいまお話のごとき小さい航

路につきましては、あらかじめ運輸審

議會自体におきまして、審議會に対す

る諮問審議を省略するという決定をし

ておいていただく。そういういたしま

「不当」ということの限界がどの程度になりますのか、御説明を願いたいと思ひます。

○岡田(修)政府委員 ただいまお話のありましたような大口の利用者、あるいは旅客といふものと團体的旅客、こゝういふものに対する優先的な取扱ひをするといふことは、不当な差別的取扱ひといふふうには考へておりません。こゝで「不当」と申しておりますのは、同じ三等の料金をとつて、しかも三等席に相当に余席があるのに通常の部屋に入れないで、ひどい貨物を入れるやうな部屋に入れる。あるいはデッキに乗せるといふやうな、だれの目で見ても、一般の観念からいひまして、まことにひどい扱ひをするといふやうなことを、防止するのでございませう。

○岡田(修)政府委員 この第二十八條、ここに一、二、三とありますが、「荷主が当該協定等に参加していない船舶運航事業者」にその荷物の運送をさせたことを理由として、当該荷主に対し、その荷物の運送を拒絶し、制限し、その他差別的取扱ひをすること。ができないといふふうなことになるのであります。これは輸送担当者といふふうなことで組合をつくつております場合に、その船が平等に回航する。一箇月にこゝとこゝの船が三航海なら三航海をやるといふことで、すべて均霑して荷物を各船が運んで、そして船主経済を維持して行く。こゝういふことになつておるのであります。こゝういふことを決定しておきますと、特定の荷主が、ある特定の船だけを利用いたしまして、そうして現在のようにその荷物を積みまして、それが重要物資であつ

た場合には、必ず油を渡さなければならぬといふことになりまして、一ぱいの船だけが——一箇月に何十回といふこともございせんが、数回の航海をする、何回も航海をして、ほかのものが全部遊んでおられなければならぬといふような事態が起るのであります。こゝういふような事項を削除してはどうかと思はれるのであります。御意見を承りたいと思ひます。

○岡田(修)政府委員 この條項は、ただいまお話のありました事柄と多少違ひまして、たとえば地区の機帆船業者が、一つのこゝういふ協定をこしらえて、その地区の機帆船業者に必ず積むといふ契約を荷主としておられるにかかわらず、その荷主がほかの地区の海運業者の船に積んだ。そういう場合に、今後その地区の船はその荷主の貨物を一切受け付けない。こゝういふやうな場合に、この條項がかかるのであります。て、いわゆる船舶運航事業者が、こゝういふ協定によつて、その協定の團体的な力を利用して、不当に荷主を圧迫するといふことのないやうに、考慮しておる次第であります。

○岡田(修)政府委員 荷主が、荷主はかつての行動ができるが、船舶業者の方は、荷主に対して何もものが言えない、荷主の横暴にまかす。こゝういふことになるといふのですか。

○岡田(修)政府委員 荷主が、荷主が、荷主と海運業者の団体とが、一つの長期の荷送りの契約をするといふ場合に、あらかじめ一定の運賃率に対して割引を設ける。こゝういふことは、この二十八條の規定で許されるわけでありませう。こゝういふことによつて、荷主側の吸引策を講じ得るわけであ

ありまして、現在におきましては、こゝういふことすら、独占禁止法で絶対禁止されておるのであります。それを二十八條によりまして緩和するわけでございます。但しこの二十八條の一項、二項、三項にありますが、比率の割もどしをする、こゝういふことは禁止されております。あらかじめ公の割引率をもつて荷主と協約するといふことは、これでもつて緩和されておるのであります。

○岡田(修)政府委員 第四十三條であります。この法律の規定は、左に掲げる船舶のみをもつて當面海上運送事業に適用しない。とありまして、総トン数五トン未満の船舶とあります。が、現在近距離の定期交通船事業者が非常に不満を持つておりますのは、総トン数五トン未満のものには適用しないといふので、五トン未満の小さい船をもつて客を輸送しておるといふやうな事例が、非常に多いのであつて、そのうち、適用を受ける業者が非常に迷惑をこうむつておる、こゝういふやうな事例が多いのであります。この総トン数五トン未満の交通船代用として絶えずやつておるやうなものに対して、取締り法規があるのか、ないのか。

○岡田(修)政府委員 総トン数五トン未満の船につきましては、本法を適用いたしません。これは、非常に煩雜であります。この除外したのでございまして、これに対する取締り法規として、何ら現在においてははないのでございませう。必要がありませうれば、府縣條例をもつてこれに対する取締りがなし得るかと思はれておるのであります。

○岡田(修)政府委員 一例であります。現在

愛媛縣あたりの島嶼等の連絡におきまして、五トン未満の船が非常に利用されておる事実があるものであります。交通船業者から、嚴重にこれを取締つてもらいたいといふやうなことが出ておりますので、その点、各縣でこゝういふ條例を制定することができるといふことになつておるのであります。ならば、各縣へその通牒を出していただくやうにお願いしたいと思ひます。

次に湖沼、あるいは沼、河川においてやります船であります。この場合には、総トン数二十トン未満の船舶には、これを適用しないといふやうなことになるのであります。が、危険の少い湖沼あたりの方がトン数が大きいのであつて、危険率の多い海の方が五トンというトン数の少い制限は、これはむしろ逆ではないかと考へられますが、これに対するお考えはどうですか。

○岡田(修)政府委員 湖沼もしくは河川の場合は、大部分が一つの府縣内において行われるのであります。従いまして、こゝういふ場合には、できるだけ府縣の方の先ほど申しました條例等に依存したい。たとい二十トン未満でありませう、一般の海上におきましては、これが数府縣にまたがることも多いのでございまして、こゝういふ場合には運輸省の方で直接監視するようにいたします。こゝういふ趣旨からいひまして、こゝういふ次第であります。先ほど岡田委員からお話のありました府縣における取締りにつきましては、これはこの法律の施行と同時に、各府縣とも密接なる連絡をとりまして、中央における行政と、各府縣における行政との跛行状態を來すことのないやうに、

十分注意したいと思ひます。

○岡田(修)政府委員 四十一條であります。船級協会の定める船級の登録を受けることのできる船舶を建造することを勧告することができるとあります。外國の船級の登録を受け得る程度の船舶が、現在日本にどのくらいありますか。

○岡田(修)政府委員 現在日本の保有しております船舶は、まことに貧弱なる状況にありまして、ほんとに外國の船級協会の検査を受けて合格し得るものは、十ぱい近くではないかと考へるのであります。これも戦争前にその検査を受けたままであります。現在まで放置されて來ておるのであります。はたしてそのまま合格するかどうかは、非常に疑問があるわけでございます。今後日本の海運が外洋に出ますためには、どうしても外國の船級を保持しなければ、正常なる海外貿易の輸送に従事できないわけでありまして、今後つくり出す船舶は、ぜひとも外國の船級協会のクラスのつけ得るものをつくるやうにしたい、かやうに考へるのであります。本條もその趣旨をこの法律の中に織り込んだ次第でございます。

○岡田(修)政府委員 次に第四條の七の中のであります。当該事業を営もうとする者が法人である場合において、その法人の役員がイ又はロに掲げる事由に該当すること。とあります。これは役員がたゞさんおられます。そのうちの一人が、こゝういふやうなことがあつてもやれないといふ意味に解釈するのであります。かどうですか。

○岡田(修)政府委員 お説の通りでございます。役員の中の一人でも

イ、ロに掲げるような事項がありますれば、できないように考えております。

○岡田(修)政府委員 欠格事由の場合には、執行を受けることがなくなつた日から二年」となつておりまして、検数人に限つてはこれが一年になつておるのであります。他のものは検数というふうなことはすべて責任のあるわけでありまして、これは一年とし、その他をことごとく二年というふうなことにした理由をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○岡田(修)政府委員 検数人の場合におきましては、これの登録の取消しが、その者に対する職業を取上げるといふことに相なります点と、また事業が定期航路の場合におきまして、必ずしも同様に考える必要はない、むしろ本人個人のことでもありますので、一年というふうに区別をつけた次第でございます。

○松本(一)委員 ちよつと局長にお尋ねいたしますが、本法二十二條に「その職員」といふことが第一行目にあります。その職員といふのは運輸省の職員をさすのか、何をさすのか。

○岡田(修)政府委員 運輸省のこれに關係のある行政に携つておる職員というふうに考えます。

○松本(一)委員 そうしますと、本法施行の結果、運輸省の職員は、新しくまたふえるのではないかとと思ひます。いかがでありますか。

○岡田(修)政府委員 この施行の結果、運輸省の仕事を多少ふえますので、それに関する人間も多少ふやさなければならぬかと存じますが、特に

二十二條のためにふやすというわけではないのであります。この法律全体の円滑なる施行をはかりますために、多少の人間の増加が必要かと思ひます。

○松本(一)委員 それではどの程度の人数がふえるのか、それに伴つてどの程度の予算を必要とするのか、一應承つておきたいと思ひます。

○岡田(修)政府委員 その増員の数、それに對する経費等につきましては、先般成立いたしました予算のときには間に合ひませんでしたので、今のところ、まだ十分案を得ておらない次第であります。できれば次の会合のときに、一應必要な人員等、整備した案を提案いたしたい、かように考えております。それが新たな予算の追加になりますか、あるいはその他の適當なる方法によつて、これに要する人間を差繰ることになりますか、なおこれから十分研究をするつもりであります。

○松本(一)委員 御答弁で大体わかりましたが、それでは人員をどれだけ必要とするのか、かつ予算を伴う点がどの程度の額になるのか、まだきまつておらないとお話ですが、今審議されておる定員法にはこれが入つておらないといふことになる、いづれこれは予算を必要とするのでありますから、本法が施行されるとすれば、政府はこの次の臨時國會においてでも要請されるお考えであるかどうか、承つておきたいと思ひます。

○岡田(修)政府委員 ただいま申し上げました通り、現在の定員の中で差繰つてこの仕事をやるか。あるいは追加予算で次の臨時國會に要求するか、なお検討いたしたいと考えておるのであります。

ります。

○松本(一)委員 それから「帳簿書類その他物件に關し検査をさせ、又は質問をさせることができる。」というようにもなつておりますが、この検査制度を実施いたしますと、あるいは往々にしてこれまでの統制を強化し、それに従つてすべての取締りを厳重にし、ときにはそれが行き過ぎになつて、かえつて自由なる事業の発達を阻害する——統制をつとめてできる限り大幅に緩和して、産業の振興、民意の自由なる伸張を期したかどうかということが言われておることは、当局も御承知の通りであります。ところが、その考え方と本法施行とは、正反對の結果をもたらすのではないかと私は思ひます。たとえばその身分を示す証票を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを提示せよといふのは、これは一種の海上警察制度のような形に、實際問題としては陥るのではないかと、私はこれを非常に心配するのですが、この点について、局長の御意見を伺つておきたいと思ひます。

○岡田(修)政府委員 第二十二條の検査の制度でございますが、これは必要やむを得ないときにのみ、検査を施行するようにいたしたいと考えておるのであります。申し上げるまでもなく、定期航路は一般公衆の生活安定という点に非常に密着するつながりを持つておりますので、その一般民衆の生活安定擁護のために、定期航路事業の内容を十分視察する必要がある、あるいはまた他面に、定期航路の維持が非常に困難であつて、政府がそれに対して一定の助成をやつておる、あるいはやらなければならぬ、そういう場合

に、はたしてほんとうにその助成の必要があるかどうかといふことを、深くつつ込んで調査をする必要があります。場合等においてのみ、この條項による検査をいたしたいと考えておるのであります。お説の通りに、海上警察官といふような種類のものに隨すること、私どもとしても非常にいやな点でございまして、またそういうことのないように、十分注意いたす考えでございます。

○松本(一)委員 陸上においての取締りでも、往々にして行き過ぎがしばしば見受けられるのであります。たとえば經濟警察が列車内を検査する場合に、列車を停止させて、大勢の乗客に迷惑をかけて、そうして乗客の所持品を検査しておる。これは最近においては非常に運輸交通に障害を與えるものとして、いわゆる取締りの行き過ぎだといふことで、禁止せよといふその筋からの意向も出ております。最近ではむしろ列車内において検査をする、運轉中にやるということにかつて来ておりますが、陸上においては、ときには多少の摩擦はあつても、その影響は大きなことではないとしても、海上は船のことですから、出港には天候の都合もありまして、いろいろそれ／＼専門的立場から船を運航しておるのを、もしこういう職員が往々にしてその点を顧慮せずに、畑違いの者が突然に検査をするといふようなことがありますと、重大な支障が生じて来るというところを、私どもも心配いたすのであります。今局長はなるべくそういうことのないようにと言われますけれども、いづれも法律制定のときは、そういう御答弁をいただいておりますが、實際に

みると、さにあらずして、ひどい弊害が出て来る。譬々たる非難のうちに、また緩和しなければならぬというやうなことに陥りやすいのであります。この点において、私は二十二條は相當に考へなければならぬのではないかと、ことに第一條の本法の目的は「海上運送の秩序を維持し」とある。この字句も非常にけつこうです。また健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進する」と、法律は一應冒頭に、原則的にこう書かれておりますけれども、結局こういうことになつて来ると、健全なる発達は萎縮沈滞してしまふ。公共の福祉といふことは、物を敏速に輸送し、かつ増産をする、そして物のまわりをよくして、インフレを征服するといふことではないならばならぬのが、結果は正反對になつて来るというやうなことを考へて参りますと、私は非常に心配されるのであります。本法のこの掲げた原則、目的と、實際行つた結果とを総合したときに、心配されるのはこの点であります。ただ終りの方にある検査といふ程度で、個数を當ることく人数といふ程度で、この二十二條の検査といふことになる、往々にして今申しましたやうな欠点に陥るのではないかと、かように心配するのです。本法の根本の第一條の目的と、この二十二條との關係について、もう一度はつきり御答弁願ひたいと思ひます。

○岡田(修)政府委員 第二十二條はただいま御説の通りに、第一條の目的を達するために規定しておるのでございまして、先ほど申したやうに、定期航路事業は公共の福祉に合致するといふことが一つの念願でございます。その

公共の福祉に合致しないということが、非常に顯著である場合にのみ、この條項による検査をさせることが起ると考えております。われ／＼といったしましては、この條項をむやみに発動して、始終検査官を出すことは絶対にないと考えております。もう一つ航路の維持のために、國家が適當なる助成をしなければならぬという場合に、その事業の事態を正確に把握するという必要が起るのでございます。これは事業の健全なる発達をはかるための、一つのやむを得ない前提條件である、かように考えておるのであります。この條項あるがために、著しく事業の經營を阻害し、要するに公共の利益に反することは、私どもとしては絶対に起らないと考えておる次第であります。

○松本(一)委員 本法の第一條の根本目的であります。大体この海上運送事業が、公共の福祉を増進する事業であるということを根本原則として、一應考えるならば、これは政府の方において、この事業をむしろ運輸省のごとく國營事業とする、そうであるならば、ときには採算を度外視しても公共性を發揮しなければならぬ。また民營として現在やらしておるならば、もう少し積極的に助成して、海運業に赤字など出させないくらいに政府が援助をするならば、公共性を強要することもできましようけれども、微々たる援助をしておつて、公共性のみを強要することは、少しくむじやないか。むしろ私は、こういう海運業のような天候その他に支配されがちな危険な事業においては、いわゆる民營の特徴を生かすということのために、その事業の經營面においても、つとめて自由なる意思

を尊重するということではなければ、事業の発達に期待できぬのじやないか。往々にして本法が施行されますと、またざる官僚統制の弊害に陥るのではないかということ、実は私も心配しております。大体自由と公平とを原則としてここに平和が成立して行く。わが日本を平和國家として今後つくつて行くという上には、公平ということも考えなければならぬが、自由という原則を度外視しては、平和國家は成立たないと思ひます。すべての法案、立案並びに審議にあたりまして、またその決定にあつて、この原則はもとよりわれ／＼民主自由黨としても、ゆめ／＼忘れることはできないと思ひますので、本法の審議はいましばらくの時日をおかし願ひたい、かように思ふのであります。

〔岡村委員長代理退席、委員長着席〕

○稻田委員長 ただいま本委員会に付託になつております戦時中政府が買収した鉄道の譲渡に関する法律案は、大藏委員会と関連した問題でありますので、本案に対して、大藏委員長より運輸委員会との連合審査会を開いてもらいたいとの申出がありました。が、この連合審査会を開くことにつきまして、いかがいたしましたらよろしいのでありましようか、御意見を承つておきたいと思ひます。

○田中(典)委員 これはぜひとも大藏委員会との連合審査を進められたいと思ひます。理由は、非常に重要な國有財産を拂い下げるといふことは、やはり財政面に密接な関係がありますので、運輸委員会だけでは、これは十分

なる審議はできないと思うのであります。

○高橋(定)委員 私も田中委員と同意見です。

○松本(一)委員 ただいまの御説に賛成です。

○稻田委員長 しかば大藏委員会と連合審査会を開きたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稻田委員長 それではさうにいたします。なお連合審査会は、明日午前中十時よりやりまして、午後は本委員会をやりたいと思つております。なお何か御注意ありませんか。

○高橋(定)委員 明日の合同審査会には、これと密接な関係のあります運輸省及び大藏省の政府委員にも御出席を願ひたいと思ひますから、そういうようにおとりはかりを願ひたいと思ひます。

○稻田委員長 さういたすことに了承いたしておきます。

それでは本日はこれをもつて散会いたします。

午後零時十二分散会